## 北京市 2013 年クリーン空気行動計画の制定実施 (北京市環境保護局大気処 2013 年 2 月 22 日)

## http://www.bjepb.gov.cn/portal0/tab189/info9825.htm

首都の大気をさらに質的に改善するため、「北京市クリーン空気行動計画(2011-2015年)」と「北京市 2012-2020 年大気汚染対策措置」の要求に基づき、市政府弁公庁は最近、「北京市 2013 年クリーン空気行動計画の任務を分割して実施することの通知」(京政弁発 [2013] 9 号)を発表し、2013 年の北京市全体の主要汚染物質の年平均濃度を平均 2%低下させるという年度目標を明確化して、8 分野の 52 項目に及ぶ措置を提起するとともに、各区・県政府、北京市の関係部門及び事業単位の任務分担を示した。

第一に、環境に係る参入条件を厳格化すること。建設プロジェクトは、「旧式から新式への転換時には(汚染排出)総量を減少させる」という原則に基づいて認可を行い、石炭・ 重油及び廃油等の高度汚染燃料を使用する建設プロジェクトは二度と新設・拡張を認めず、 首都機能の位置付けに合致しない高度汚染工業の調整・退出をさらに厳しく定める第二次 リスト等を制定・発表する。

第二に、石炭燃焼による汚染への対策を拡充すること。2,600 スチーム t の石炭燃焼ボイラーのクリーンエネルギー改造、核心区の平屋 4.4 万戸の暖房用小型石炭燃焼炉の改造を完成させ、西北・東北熱電センターの建設を推進し、国華・高井・科利源熱電廠に代替するものとし、遠距離の郊外県の集中熱供給センターの排煙脱硝対策等を起動させる。

第三に、自動車排ガス汚染を抑制すること。第5段階の軽自動車汚染物質排出基準を全面的に実施し、高度汚染物質を排出する旧式自動車約18万台を徹底的に淘汰して、自動車利用、検査場、非道路運行機械、オイル貯蔵タンク、ガソリンスタンド等についての監督・管理を強化する。

第四に、粉塵汚染対策の監督・管理を強化すること。「北京市建設施工現場管理弁法」と「グリーン施工・文明安全現場活動管理弁法」を公布・実施する。廃土輸送及び道路上の遺棄に関する夜間検査を強化し、建築ゴミの輸送車輌の「四つの統一」基準の管理を推進する。道路の清掃、清潔度維持のレベルを継続的に向上させる。

第五に、工業汚染対策を深化させること。高度汚染企業の淘汰・退出を継続的に推進し、 2012年から 2013年末までに累計 450 社以上の淘汰・退出を実現する。建材、石炭、セメ ント等の産業の原料貯蔵・輸送システムの密閉化改造を実施し、セメント工場の排煙脱硝 対策を起動させる。自動車製造、機械、電子、印刷、家具、自動車修理等の産業における 揮発性有機物質の対策を行い、揮発性有機物質の排出量を 5000 t 以上削減する。

第六に、生態環境の整備を強化すること。平原地区の 35 万ムー (2.3ha) の植林緑化を 実施し、潮白河流域総合対策を推進して、水域面積 100ha を増加させる。

第七に、環境保護の法律執行検査を強化すること。鋳造、自動車製造・修理、印刷、飲食業等において、環境保護専門検査を展開する。燕山石化公司、セメント工場等の重点汚染排出企業の法律執行検査力を強化する。露天の焼物や農業廃棄物・落ち葉・コールタール・プラスチック・ゴミ等の焼却行為に対する監督・管理を強化する。

第八に、保障措置を強化すること。大気の質に関するモニタリング及び情報公開を徹底し、PM2.5 汚染源の解析と対策技術研究を組織的に展開する。「北京市大気汚染防止条例」(審査稿)の起草を完成する。クリーンエネルギー使用・暖房供給施設の運行等の経済的補填政策を検討・実施する。テレビ・ラジオ放送、新聞、インターネット、携帯等を充分利用し、環境保護に向けた P.R.を強化する。大気汚染地域共同防止・抑制を積極的に推進し、大気の質的改善を地域で共同して取組む。